

# 犯罪被害者等支援に携わる関係機関の皆様へ

## 犯罪被害者等に対する多機関ワンストップサービスの 実施にあたってのお願い

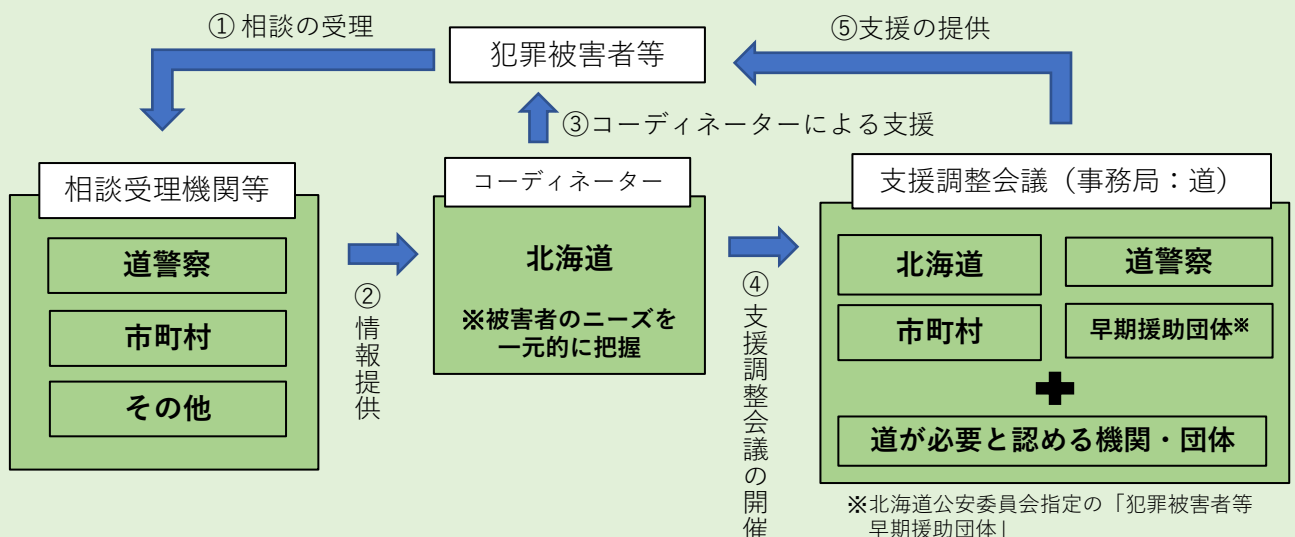
北海道では、様々な関係機関の提供する支援が必要となる犯罪被害者等を対象に、ニーズを一元的に把握した上で支援計画を作成し、複数の関係機関が参加する「支援調整会議」において、円滑な支援提供に向けて調整を行う「多機関ワンストップサービス」を実施します。

関係機関におかれましては、以下の取組等にご協力いただきますようお願いします。

- 犯罪被害者等が多機関ワンストップサービスによる支援を希望する場合の情報提供
- 支援調整会議への参加など、支援計画に係る協議・調整
- 犯罪被害者等への円滑な支援の提供

### 1 多機関ワンストップサービスの流れ

- ① 相談の受理  
道警察等の関係機関は、犯罪被害者等から被害内容等を聴取します。
- ② 道（コーディネーター）への情報提供  
上記①の相談受理機関等は、複数の機関・団体等による複数の制度・サービスを提供する必要がある場合に、道（コーディネーター）へ情報提供を行います。
- ③ 道（コーディネーター）による支援  
コーディネーターが犯罪被害者等のニーズの把握や支援計画の立案等を行います。また、支援計画の内容を説明するとともに、達成状況を確認します。
- ④ 支援調整会議の開催  
道が事務局となって、支援計画に係る関係機関が参加する会議を開催し、支援計画を決定するとともに、犯罪被害者等が必要な支援を円滑に受けられるよう調整します。
- ⑤ 支援の提供  
各機関が支援計画に基づき、支援を提供します。



## 2 対象事件（未遂を含む）

- 殺人、強盗致死傷、性犯罪(刑法(明治40年法律第45号)に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。)、逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死等、全治1か月以上の傷害等
- ひき逃げ、交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った交通事故、危険運転致死傷
- その他、相談等受理機関・団体（相談受理期間等という。）が必要と認めた事案

## 3 支援対象者

- 対象犯罪行為による犯罪被害者である道民
- 対象犯罪行為による犯罪被害者の家族又は遺族で、かつ、対象犯罪行為の発生時に道民であった者

## 4 関係機関にお願いする内容

**① 犯罪被害者等が多機関ワンストップサービスによる支援を希望する場合は、道環境生活部くらし安全局道民生活課にご連絡ください。**

### ● 犯罪被害者等からの支援希望の聞き取り

犯罪被害者等が、複数機関による支援に係る支援計画の作成、調整（多機関ワンストップサービス）を希望するか聞き取りを行います。

※複数の機関・団体等による複数の制度・サービスを提供する必要がある場合に限り、多機関ワンストップサービスの対象となります

### ● 道（コーディネーター）への情報提供

聞き取りの結果、支援を希望する場合は、道民生活課へ情報提供をお願いします。

※情報提供にあたっては、所定の様式をお願いします

**② 支援調整会議への参加など、支援計画に係る協議・調整に御協力ください。**

- ・ コーディネーターが支援計画を作成する際に、各構成機関に支援の内容を照会する場合がありますので、御対応をお願いします。
- ・ 支援調整会議への出席が必要な場合には、道民生活課から出席要請及び日程調整を行いますので、御出席をお願いします。

**③ 犯罪被害者等への支援を円滑に提供してください。**

- ・ 支援調整会議での協議を踏まえ、適切なお対応をお願いします。
- ・ 支援提供の際、プライバシーの確保や二次的被害の防止などに配慮してください。

## 5 個人情報の取扱いについて

- ・ 犯罪被害者等の個人情報は、「要配慮個人情報」に該当します。
- ・ 電子メール等による送付については、パスワード付きに限り可能とします。

## 連絡先・問い合わせ先

北海道環境生活部くらし安全課道民生活課（電話：011-206-6148）